

武豊町公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱（平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、武豊町の管理する公用車へ掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 公用車に掲載する広告は、車体に固着する広告とし、要綱第4条第2項に定めるとおり公用車としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第3条 広告の規格及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、別表のとおりとする。なお、広告物の素材は車両塗装を傷つけない特殊フィルム等を使用し、磁石によるものは不可とする。

(広告掲載車両)

第4条 広告の掲載は、公用車のうち、町長が広告掲載を認める車両に行うものとする。

(広告を掲載する位置)

第5条 広告を掲載する位置は、公用車の後部座席ドア両側面とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1月単位とし、当該年度を超えないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

2 広告掲載期間中に、車両の点検、修理、またはその他の理由により、広告を掲載できないことがある。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表

種類	車種	広告の規格・寸法	広告掲載料
A	ハイゼットカーゴ	A 2 横 (420 mm×594 mm)	2,000 円/月 20,000 円/年
B	ハイゼットカーゴ	A 2 横 (420 mm×594 mm)	2,000 円/月 20,000 円/年
C	ハイゼットカーゴ	A 2 横 (420 mm×594 mm)	2,000 円/月 20,000 円/年
D	ハイゼットカーゴ	A 2 横 (420 mm×594 mm)	2,000 円/月 20,000 円/年
E	N-VAN	A 2 横 (420 mm×594 mm)	2,000 円/月 20,000 円/年